

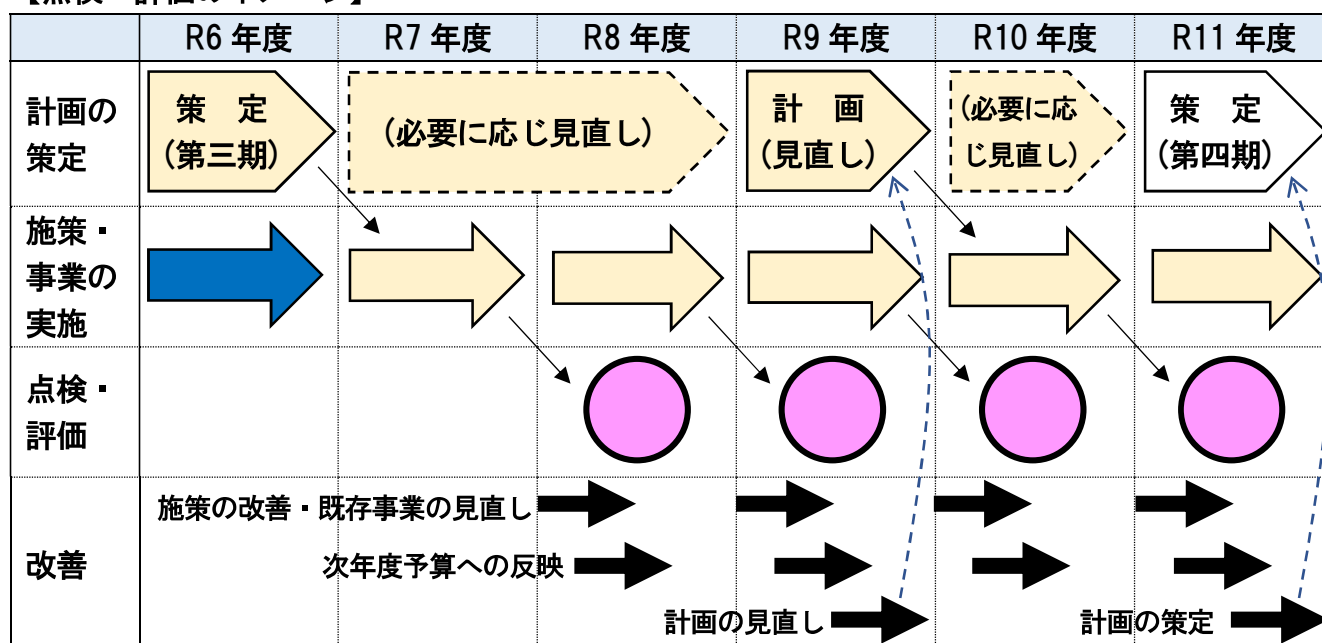
第5章 計画の推進に当たって

1 計画の進捗状況の点検・評価	56
2 計画の推進体制	56

1 計画の進捗状況の点検・評価

- ◆ 計画の着実な推進のために、毎年度、内部評価等により、計画の進捗状況を確認し、成果や課題を明らかにして施策の改善を図ります。このような点検・評価により、定期的な点検に基づく継続的な改善と、既存の体制・事業の見直しや再構築等を行います。
- ◆ 社会・経済情勢の変化などにより新たに検討が必要となる状況がある場合は、適時に検討を行い事業に反映させるなど、迅速かつ柔軟に対応していきます。特に、「量の見込み」と実態が大きくかい離するような場合には、計画期間の中間年を目安に必要な応じて計画内容の見直しを行います。

【点検・評価のイメージ】



2 計画の推進体制

- ◆ 計画の点検・評価や見直しに当たっては、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定により設置した「柏市子ども・子育て会議」の意見を聴くこととします。
- ◆ 柏市の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた子ども・子育て支援施策が実施できるよう、必要に応じて、「柏市健康福祉審議会児童健康福祉専門分科会」や「柏市幼児教育振興審議会」など他の附属機関とも連携しながら、「柏市子ども・子育て会議」における議論の活性化を図ります。
- ◆ 「柏市の子ども・子育て支援の方向性を市全体で共有し、地域社会の各々がその重要性を理解・協働し、その役割を果たす」との計画の目的を達成するため、ホームページやパンフレットによる情報発信や子ども・子育て関連事業の機会を捉えた説明などにより、広く市民へ計画の主旨や施策を共有します。